

事 務 連 絡

令和6年8月30日

関係各研究機関科学研究費助成事業担当課 御中

独立行政法人日本学術振興会

研究事業部研究助成第一課

令和6(2024)年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）補助事業期間の
延長に係る手続きについて

標記補助事業については、交付条件において、様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」により補助事業期間の延長を1年度に限り可能としています。令和6(2024)年度が研究計画最終年度にあたる科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）の研究課題のうち、研究計画変更等に伴い補助事業期間の延長を希望する場合には、毎年1月頃に発出する事務連絡を確認の上、提出期限までに必要な手続きを行っていただくようお願いします。

また、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動への様々な支障が生じていることを考慮し、補助事業期間の再延長を2回まで認める特例を設けていたところですが、研究活動がコロナ禍以前の状況に概ね回復していることを踏まえ、本年度以降は当該特例措置を講じないこととしましたので申し添えます。

<留意事項>

- 科研費では、交付申請書に記載の研究目的の範囲内であれば、本会への申請などを行うことなく、既に実施中の研究計画を一部変更することも想定しています。そのため、研究計画を柔軟に変更するなどして、内定当初の研究期間中に研究課題の完了を目指していただくとともに、延長した研究課題と新たに応募する研究課題の間では重複応募制限は適用されません（※）ので、必要に応じて研究計画を再構築し、新規研究課題としての応募を御検討いただくようお願いします。

※ 重複制限の取扱いについて、補助事業期間の延長（再延長を含む）を行う場合（産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴う補助事業期間の延長（様式F-13-2）により手続きを行う場合を除く。）には、補助事業期間を延長した研究課題と、新たに応募する研究課題の間において重複制限は適用されません。

【本件問合せ先】

研究事業部 研究助成第一課 基金助成係

TEL：03-3263-1057